

改正

平成18年5月1日規則第153号

平成20年7月30日規則第30号

平成23年3月7日規則第6号

令和3年1月26日規則第3号

合志市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、合志市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成18年合志市条例第113号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格証の交付等)

第2条 条例第6条の規定による申請は、ひとり親家庭医療費受給資格証交付申請書（様式第1号。以下「受給資格証交付申請書」という。）により行わなければならない。

2 市長は、前項の受給資格証交付申請書の提出を受けたときは、適・否について審査を行い、適当と認めた者についてはひとり親家庭医療費受給資格証交付台帳（様式第2号）に記載し、ひとり親家庭医療費受給資格証（様式第3号。以下「受給資格証」という。）を交付し、不適当と認めた者についてはひとり親家庭医療費受給資格証交付（更新）申請却下通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

3 条例第7条第2項に規定する受給資格の確認は、受給資格証その他必要な書類を提出させ、毎年8月1日から8月31日までの間に行わなければならない。

4 受給資格証の有効期間が満了したとき、又は受給資格証に記載された受給資格者のすべての者が受給資格を失ったときは、受給資格証を速やかに市長に返還しなければならない。

(給付の申請方法)

第3条 条例第10条の規定に基づくひとり親家庭医療費助成金の申請は、毎月、ひとり親家庭医療費助成金申請書（様式第5号）を病院若しくは診療所又は調剤薬局等に提出し、診療（調剤）報酬欄の記載を受けた上、市長に対し行うものとする。ただし、当該医療機関等の領収書の発行を受けた場合は、これをもって代えることができる。

2 条例第2条第5項に規定する社会保険各法の規定による高額療養費の支給を受けることができる場合の前項の申請書には、次の各号の区分ごとに当該各号に掲げる書類を添付しなければならない

ない。

- (1) 政府管掌健康保険の被保険者又は被扶養者に係る申請書 社会保険事務所の発行する（高額）療養費決定通知書
- (2) 健康保険組合管掌健康保険の被保険者又は被扶養者に係る申請書 各健康保険組合の発行する高額療養費決定通知書
- (3) 各共済組合法による被保険者又は被扶養者に係る申請書 各共済組合の発行する医療受給状況に関する通知書

3 第1項の規定にかかわらず、助成金の額が1,000円に満たない場合の申請は、条例第10条第2項に規定する期日の範囲内において別に定める月ごとにこれを行うことができる。

（給付の決定等）

第4条 市長は、条例第11条の規定に基づく給付の適否について、審査を行い、適当と認めた者についてはひとり親家庭医療費助成金決定通知書（様式第6号）により、不適当と認めた者についてはひとり親家庭医療費助成金却下通知書（様式第7号）により、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、適当と認めた者で口座振込の場合は、決定通知書を省略することができる。

（届出）

第5条 条例第12条に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者並びに世帯主等の住所及び氏名
- (2) 被保険者名
- (3) 保険者名又は組合名
- (4) 保険証の記号番号
- (5) 附加給付金の内容
- (6) 受給資格の該当要件
- (7) 受給資格者のうち一部の者に係る資格喪失
- (8) その他必要な事項

2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭医療費受給資格変更届（様式第8号）により行わなければならない。

3 条例第12条に規定する受給資格を失ったときの届出は、ひとり親家庭医療受給資格喪失届（様式第9号）により行うものとする。

（再交付）

第6条 受給資格者は、受給資格証を破損し、又は亡失したときは、市長に対し、再交付の申請を

ひとり親家庭医療費受給資格証再交付申請書（様式第10号）により行わなければならない。

（助成金の返還）

第7条 条例第13条の規定による助成金の返還通知は、ひとり親家庭医療費助成金返還通知書（様式第11号）により行うものとする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年2月27日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の合志町母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和60年合志町規則第4号）又は西合志町母子家庭等医療費助成に関する条例施行規則（昭和60年西合志町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年規則第153号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月7日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年2月8日から適用する。

附 則（令和3年1月26日規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。